

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト
(第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221006-31	1	ステータス整理表にて、泊と女川で同等のものがあるとしている資料についても、資料の有無のみの判断ではなく資料内容（記載のレベル感）を踏まえた判断であるか再確認すること。確認したエビデンスとして比較表を示す方法もあると思うので検討すること。	R4. 10. 6	回答済	R4. 12. 20 ヒアリング	先行審査実績のある資料と同等の記載レベルとなっていることを確認したことをお示しするため、従来補足説明資料は比較表作成の対象外としていたものを、補足説明資料を含めて比較表を作成することと致します。 なお、条文によっては、重大事故等への対応手段がPWR固有の設計に基づくもので、女川とは機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なる場合があるため、その場合は大飯3/4号炉との比較表を作成することと致します。	各種比較表	
221006-32	2	P. 54-4 適何方針において、要求事項を達成するSA系統の使用を明示し、SA系統を構成する設備を列記する女川の構文を維持した記載ぶりへの見直しを検討すること。	R4. 10. 6	回答済	R4. 12. 20 ヒアリング	女川の構文を維持するよう、要求事項を達成するために使用する設備を1段落目に明示し、当該設備を構成する個々の設備を列記する記載へ見直しました。 同様の構文となっている他のSA条文にも展開を図ります。	第428回ヒアリング 資料2-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r4.1）」 全般 第428回ヒアリング 資料2-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r4.1）」 全般	
221006-33	3	監視カメラの試験検査として「校正」を設定した理由について、今後説明のこと。	R4. 10. 6	回答済	R4. 12. 20 ヒアリング	女川の使用済燃料プール監視カメラは可視光カメラであるのに対して、泊の使用済燃料ピット監視カメラは、大飯と同様に赤外線カメラであることから「校正」が可能であり、試験・検査として「校正」を実施することを記載しています。	なし	
221006-34	4	P. 54-31 女川で記載しているサイフォンブレーカー等、同等の情報量に見直した系統図に修正することを検討すること。	R4. 10. 6	回答済	R4. 12. 20 ヒアリング	概略系統図に水源、配管、弁及びサイフォンブレーカー等を追記して女川と同等の情報量に見直しました。 他条の系統概要図も、先行審査プラントと同等の情報量となるよう展開を図ります。	第428回ヒアリング 資料2-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r4.1）」 p. 54-36, 38 第428回ヒアリング 資料2-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r4.1）」 p. 54-18, 19	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221220-30	5	比較表31ページなど) 計測範囲や位置表示における高さ表記「T.P.」について、「+」「-」を常に記載するか、必要な時のみ記載するか検討し、記載の統一をはかること。	R4.12.20	回答済	R5.4.18 ヒアリング	高さ表記「T.P.」について、「+」は記載せず、「-」の時だけ記載することで統一します。 そのため、第4.2.4図「T.P.+33.1m」の「+」を削除しました。	第498回ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.4.3）』 p.54-21 第498回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.4.2）』 p.54-40	
221220-31	6	比較表36ページなど) 自主対策設備の概要図への記載について、先行実績を踏まえ記載の考え方を整理し説明すること。	R4.12.20	回答済	R5.4.18 ヒアリング	先行PWRプラントの系統図において、関係する自主対策設備も記載しているため、泊においても関係する自主対策設備は記載しておくこととします。	左記に関する新たな追記はなし。	
221220-32	7	比較表8ページ) 「大量の水の漏洩等により、～～低下により」の記載について適正化すること。	R4.12.20	回答済	R5.4.18 ヒアリング	b. 大気への放射性物質の拡散抑制（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）の1行目 「〇〇より〇〇により」と読みにくくなっていた箇所を以下のように修正しました。 （旧） 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等により使用済燃料ピットの水位の異常な低下により （新） 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等による使用済燃料ピットの水位の異常な低下により	第498回ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.4.3）』 p.54-4 第498回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.4.2）』 p.54-8	
221220-33	8	比較表40ページ) 概要図に示す使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置について、伊方のまとめ資料では空冷装置の内部構成設備（冷却器や空気圧縮機など）を記載しており、記載の充実が必要であるか検討し必要に応じ修正すること。	R4.12.20	回答済	R5.4.18 ヒアリング	泊の使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置も、伊方と同様に、コンプレッサとエアドライヤで構成されるため、当該箇所について記載の充実を図りました。	第498回ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.4.3）』 p.54-21 第498回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.4.2）』 p.54-40	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221220-34	9	比較表36ページ) 概要図において、例えばA-使用済燃料ピットのように系統記号と設備名称を「-」で結んだ記載と「-」を付けない記載が、資料間で整合していないことから、設備の正式名称を確認し、記載を統一すること。その他の設備名称についても、正式名称に記載を統一し、資料間で整合をはかること。	R4.12.20	回答済	R5.4.18 ヒアリング	ピット全体を示す場合は、「使用済燃料ピット」と表記しますが、AとBを区別して表記する場合は「A-使用済燃料ピット」「B-使用済燃料ピット」で統一します。	54条まとめ資料において、反映する箇所はなし。	
230418-16	10	比較表54-18ページ) 「バックアップ用として2個の合計4個を保管する。」としているが、1セット2個とすべきか、他条文も含めて検討し、説明すること。	R5.4.18	回答済	R5.6.6 ヒアリング	スプレッダの容量等について、比較参照プラントの大飯3/4号炉においては『使用数；1セット2個、保有数；必要数1セット2個+バックアップとして1セット2個』と記載しているが、大飯3/4号炉のその他の可搬型SA設備について、バックアップとしての保有数に「1セット●個」との記載はしていない。 バックアップ保有数については、故障想定及びメンテナンスの必要があるかを検討し、必要なバックアップ保有数を確保する方針は、大飯3/4号炉、女川2号炉及び泊3号炉で同じであり、必要数単位（セット単位）でバックアップを保有する考え方はない。 以上から、機能確立のための使用数及び保有数のうち必要数は、機能確立のために必要な単位での数量（セット数）とともに容量等を記載し、バックアップは想定する状況に応じて必要な数量（個数）にて記載することで統一しており、現状の記載のままといえます。	なし	
230515-60	11	比較表 54-10-47ページ) 線量評価モデルを大飯に合わせて見直すことについて、今後結果を説明すること。	R5.5.15	回答済	R5.6.6 ヒアリング	大飯に倣い、使用済燃料ピット付近の放射線量率を求めるための評価モデルを見直しました。 見直しの内容を、ヒアリングにおけるコメント回答資料料（ID：230515-60）（資料5-4）にてご説明いたします。 見直しの結果、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置位置における放射線量率は、評価モデルの変更前後でほとんど差はなく、計画している使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの仕様及び設置位置を変更する必要が無いことを確認しました。	(R5.6.6) ヒアリング 資料5-4『ヒアリングにおけるコメント回答資料（ID：230515-60）』 (R5.6.6) ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 54条（SA54H r.6.1）』 ■54-10「使用済燃料ピット監視設備」 (R5.6.6) ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 54条（SA54H-9 r.2.1）』 ■54-10「使用済燃料ピット監視設備」	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。